

産業医への情報提供が必要な内容

2020. 5

産業医が効果的に活動するため、会社から情報提供することが義務付けられています（従業員50人未満は努力義務）。
提供の内容、方法、時期を産業医と調整し、事前に決めておくことが必要です。

会社が提供しなければならない情報	提供の時期
健康診断（特殊健康診断も含む）後の「医師の意見」に必要な情報 情報例：作業内容、作業環境、作業時間、作業負荷の状況、 深夜業の回数、有害作業のばく露状態、保護具の使用 状態、環境対策設備の使用状態など	<医師の意見聴取時> 「医師の意見」に必要な情報の提供を求められたとき
健康診断（特殊健康診断も含む）後に行った医師の意見聴取で、医 師の意見に対する就業上の措置内容 ・実施した就業制限 など ・措置しない場合はその旨と理由	<医師の意見に対する措置実施後> 医師の意見聴取後、遅滞なく（おおむね1か月以内）
長時間労働者及び高ストレス者への面接指導実施後の就業上の措 置の内容 ・実施した内容 など ・措置しない場合はその旨と理由	<面接指導実施後> 意見書入手後、遅滞なく（おおむね1か月以内）
長時間労働者（1月当たり80時間超の時間外・休日労働）の 氏名、超過時間（該当者がいない場合も報告） その他 超過理由 過去の時間外労働時間状況 など 高度プロフェSSIONAL制度対象労働者の場合は 1週間当たりの健康管理時間を超えた場合の超過時間	<毎月の算定後> 算定後、速やかに（おおむね2週間以内）
労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等 を行うために必要と認めるもの 産業医が必要とした情報例 労働者の作業環境 労働時間 作業内容 作業負荷の状況 深 夜業等の回数、時間数 など	<産業医に求められたとき> 求められた後、速やかに（おおむね2週間以内）